

## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：佐久市臼田弓道場

会 場	時 間	利用者区分	料金区分	
			専用しない場合 (個人使用)	専用する場合
				アマチュアスポーツに使用
弓道場	午前 8 時 30 分から正午まで	一般	260 円	1,250 円 (1 人立ち当たり)
		高校生以下	100 円	
	正午から午後 5 時まで	一般	310 円	1,570 円 (1 人立ち当たり)
		高校生以下	100 円	
	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで	一般	310 円	1,570 円 (1 人立ち当たり)
		高校以下	100 円	

年間券 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)	一般	6,280 円
	高校生以下	2,510 円

(備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍)に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。

4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。